千葉県による公社等外郭団体に関する情報公開

団体名	財団法人千葉県暴力団追放県民会議	県所管課	千葉県警察本部刑事部組織犯 罪対策本部捜査第四課
代表者	理事長 吉成 儀	電話	043-227-9131(内4466)
所在地	千葉市中央区中央4-13-7 千葉県酒造会館内		
電話	043-254-8930 • 0120-08-9354		
設立年月日	平成元年6月1日		
ホームページ アドレス	http://www14.plala.or.jp/boutsui-chiba/		
事業内容	県民の暴力団排除意識の高揚に資するとともに、暴力排除活動を推進し、あわせて暴力団による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図るなど、安全で住み良い千葉県の実現に寄与することを目的とし、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第31条第2項に規定する事業等を行う。		

1 出資等の状況(H20.4.1現在)

(単位:千円,位)

資本金(又は出捐金) 627,120

出資(出捐)者	出資(出捐)額	出資(出捐) 割合	出資(出捐) 順位	備考
千葉県	400,000	63.8%	1	
市	150,000	23.9%	2	
町村	50,000	8.0%	3	
民間団体	22,120	3.5%	4	
自己資金	5,000	0.8%	5	

2 社員(会員)の状況(社団法人のみ)(H20.4.1現在)

社員総数

	区	分	社員数	主な者
	地方公共 団体	県		
		市町村		
内 訳	国又は政府系機関			
	民間法人			
	その他			

3 財務状況 ※

(1)貸借対照表から

(単位:千円)

項 目	17年度	18年度	19年度
総資産	657,058	660,400	661,078
負 債	1,830	1,924	1,010
資 本	655,228	658,476	660,068
累積損益	28,108	31,356	32,948

(2)損益計算書

(単位:千円)

項 目	17年度	18年度	19年度
総 収 入 (=売上高+営業外収益+特別利益)	48,071	85,640	61,924
経 常 損 益	▲ 50	3,248	1,592
当 期 損 益	▲ 50	3,248	1,592
減価償却前当期損益	▲ 50	10,328	2,304

4 年度末借入金残高等の状況

(単位:千円)

項	目	17年度	18年度	19年度
借入金残高		0	0	0
	うち県からの借入金残高	0	0	0
	うち県以外からの借入金残高	0	0	0
	うち県の債務保証又は損失補 償の対象となる借入金残高	0	0	0

※公益法人については、次のとおり公益法人会計基準に読み替える。

〈貸借対照表〉資本⇒正味財産の部合計

累積損益⇒基本金等を除く正味財産額

〈損益計算書〉 損益計算書⇒収支計算書及び正味財産増減計算書

総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)→総収入(=当期収入合計-借入金収入等(損益に無関係の項目))

経常損益⇒当期正味財産増減額ー(特別損益項目の資産の増減+特別損益取引に係る当期収支差額)

当期損益⇒当期正味財産増減額

減価償却前当期損益⇒当期正味財産増減額(減価償却を行っている場合は、減価 償却費を加える)

5 県の財政支出の状況

(1)委託料·補助金等

(単位:千円)

項目	目的、内容、算出根拠等	17年度	18年度	19年度
委 託 料	不当要求防止 責任者講習委託	7,951	7,951	7,951
補助金·交付金· 負担金	少年指導委員研修費、被害者 見舞金支給等	4,613	4,597	4,546
合 計		12,564	12,548	12,497

(2)その他

利子補給		
税の減免額		
出資金		
貸付金		
上記以外のもの		
合 計		

6 役職員の状況(各年度7月1日現在)

(1)役職員数

(単位:人)

	項目		17年度	18年度	19年度
常勤役員数		1	1	1	
	3	うち県退職者	1	1	1
	ゔ	ち県派遣職員			
常勤職員数			4	4	4
	3	うち県退職者	4	4	4
	ゔ	ち県派遣職員			

(2)役職員の平均年収等の状況

項目	18年度	19年度
役員数(県派遣又は県OB)	1人(1人)	1人(1人)
役員平均年齡	* * 歳	* * 歳
平均年収(千円)	* 千円	* 千円
職員数(県派遣又は県OB)	4人(4人)	4人(4人)
職員平均年齢	62歳	63歳
平均年収(千円)	4,624千円	4,576千円

- ① 対象は常勤の役職員です。(嘱託職員、日々雇用職員は除く。)
- ② 役職員数は実人員を記入してください。
- ③ 平均年収は、役員報酬や給料等総人件費を実人員で除して算出してください。

※実人員の考え方

- ・4月に役員が4人いて、年度途中で2人交替し、年度末に4人であった場合の実人員は4人
- ・4月に役員が5人いて、10月から1人減り、年度末に4人であった場合の実人員は4.5人

7 見直し方針の取組状況

見直し方針	継続
見直しの概要	暴力団対策法に基づく「都道府県暴力追放運動推進センター」として指定されている団体であり、暴力団排除対策を推進する上で必要不可欠な団体であるが、県の支援がなければ運営が難しく、これまで同様県の負担としたい。団体の行う事業活動は、暴力団対策法に明示されており、事業の縮小、廃止は困難である。
取組状況	・毎年度ごとに事務事業の内容を精査し、事業目的に対して効果的な支出が行われるよう努めている。 ・県に準じる給与水準で見直しを図っており、最近では平成18年4月に給与、扶養手当について引き下げを実施している。また、平成17年には、事務局長の管理職手当のカット(6%)を実施し固定費の削減に努めている。
その他(特 記事項等)	

※平成18年10月12日に千葉県行政改革推進本部で見直しを決定した27団体以外の団体については、平成14年に決定した方針とその取組状況を記載ください。